
淀川水系神崎川ブロック河川整備計画（変更原案） に関する主な意見と回答（対応方針）

1.住民意見の聴収について

整備計画等の縦覧・意見募集、住民説明会の開催の周知

➤ 意見募集期間：平成29年2月22日（水）から平成29年3月21日（火）まで

大阪府

➤ ホームページ掲載

大阪府ホームページ

神崎川ブロック河川整備計画(変更原案)に対する府民意見の募集および住民説明会の開催について

大阪府では、大阪市、豊中市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、箕面市、豊能町及び京都府亀岡市の一部を流域とする神崎川ブロックの河川(下表参照)において、今後、概ね30年間に実施する整備の内容を定めた神崎川ブロック河川整備計画の変更に向け検討を進めております。本計画をより良いものとするため、ご意見を聞かせていただきたく下記のとおり神崎川ブロック河川整備計画(変更原案)の本編及び参考資料を縦覧するとともに住民説明会を開催しますので、ご意見を提出していただきますようお願いいたします。

対象河川名

神崎川、旧猪名川、天竺川、兔川、高川、糸田川、上の川、安威川、正雀川、正雀川分水路、山田川、大正川、境川、三条川、新大正川、茨木川、佐保川、勝尾寺川、箕川、郷之久保川、川合裏川、裏川、土室川分水路、下音羽川

1. 募集対象項目

神崎川ブロック河川整備計画(変更原案)

[〈本編〉 \[Wordファイル/12.87MB\]](#) [〈本編〉 \[PDFファイル/3.06MB\]](#)

[〈参考資料1〉 \[PDFファイル/25.4MB\]](#) [〈参考資料2〉 \[PDFファイル/23.19MB\]](#) [〈参考資料3〉 \[PDFファイル/10.76MB\]](#)

2. 募集期間

平成29年2月22日(水曜日) から 平成29年3月21日(火曜日)
(募集期間内に必着のこと。)

3. 閲覧方法

1.住民意見の聴取について

整備計画等の縦覧・意見募集、住民説明会の開催の周知

➤ 意見募集期間：平成29年2月22日（水）から平成29年3月21日（火）まで

関係市

➤ 広報掲載（箕面市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市）

箕面市広報もみじだより（平成29年3月号）

河川整備計画に関する縦覧及び説明会

府では、次の河川整備計画及び関係資料の縦覧を行います。縦覧の期間中は意見書を提出できます。併せて、同計画に関する説明会を開催します。

- 淀川水系猪名川下流ブロック河川整備計画（原案）
縦覧期間・場所：3月13日（月）まで・池田土木事務所、府河川室、府庁情報公開コーナー、公園緑地室。説明会：3月10日（金）午後7時～8時30分・池田市役所
- 淀川水系神崎川ブロック河川整備計画（原案）
縦覧期間・場所：3月21日（火）まで・池田土木事務所、府河川室、府庁情報公開コーナー、公園緑地室。説明会：3月15日（水）午後7時～8時30分・池田市役所

◎公園緑地室 ☎724・6749 FAX723・5581

広報すいた（平成29年3月号）

神崎川整備計画の意見募集

3月21日（火）まで府茨木土木事務所、市水循環室などで神崎川ブロック河川整備計画案と関係資料を縦覧できます。意見を寄せてください。

説明会 3月14日（火）午後2時～3時。◎三島府民センター（JR茨木駅）。

◎同事務所河川砂防担当 ☎072・67・1121 か同室 ☎63384・2068 FAX63368・9903。

広報せつつ（平成29年3月号）

神崎川ブロック河川整備計画案の説明会

洪水などの水害に備えた神崎川流域の河川整備計画について、大阪府の説明会を開催します。

3月14日（火）午後2時から、三島府民センター（茨木市中穂積1丁目3-43）で。

◎計画案の縦覧
2月22日（水）～3月21日（火）に、府茨木土木事務所（三島府民センター内）または市役所5階・水みどり課で問合せ。同事務所建設課河川砂防グループ ☎072（627）1121へ

広報いばらき（平成29年3月号）

淀川水系神崎川ブロック河川整備計画（原案）への意見を募集

府では、今後の河川整備の内容などをまとめた淀川水系神崎川ブロック河川整備計画（原案）を策定するにあたり、広く意見を募集します。また、計画に関する住民説明会を開催しますので、ぜひ参加してください。

3月21日（火）まで、下水道施設課または府茨木土木事務所設計課案と関係資料を縦覧し、意見用紙（縦覧場所に設置）を、その場で提出、「住民説明会」3月14日（火）、午後2時～3時、◎三島府民センター4階第一会議室、◎同事務所建設課河川砂防グループ ☎627・1121

広報たかつき（平成29年3月号）

淀川水系神崎川ブロック河川整備計画への意見を募集

府は、淀川水系神崎川ブロック河川整備計画への意見を募集します。同計画は、淀川水系神崎川ブロック内の府管理河川における、今後の河川整備の具体的な内容を定めたものです。

応募方法：3月21日（火）までに直接、下水河川企画課 ☎674・7432 または、府茨木土木事務所 ☎072・627・1121へ

縦覧場所：下水河川企画課、府茨木土木事務所

同計画の説明会を実施 3月14日（火）午後2時～3時に三島府民センター（茨木市）で。当日直接、会場へ

1.住民意見の聴収について

縦覧図書設置場所

【縦覧図書】

- ◆ 淀川水系神崎川ブロック河川整備計画（変更原案）本編
- ◆ 淀川水系神崎川ブロック河川整備計画（変更原案）参考資料

【図書掲載】

- ◆ 大阪府都市整備部河川室ホームページ

【図書縦覧場所】 以下の12カ所

- ◆ 大阪府府政情報センター（大阪府庁本館5階）
- ◆ 大阪府都市整備部河川室（大阪府庁別館4階）
- ◆ 大阪府茨木土木事務所（三島府民センター）
- ◆ 大阪府池田土木事務所
- ◆ 大阪府西大阪治水事務所 神崎川出張所
- ◆ 大阪府安威川ダム建設事務所
- ◆ 豊中市役所 都市基盤部水路課
- ◆ 吹田市役所 水循環室
- ◆ 摂津市役所 建設部水みどり課
- ◆ 茨木市役所 建設部下水道施設課
- ◆ 高槻市役所 都市創造部下水企画課
- ◆ 箕面市役所 みどりまちづくり部公園緑地室

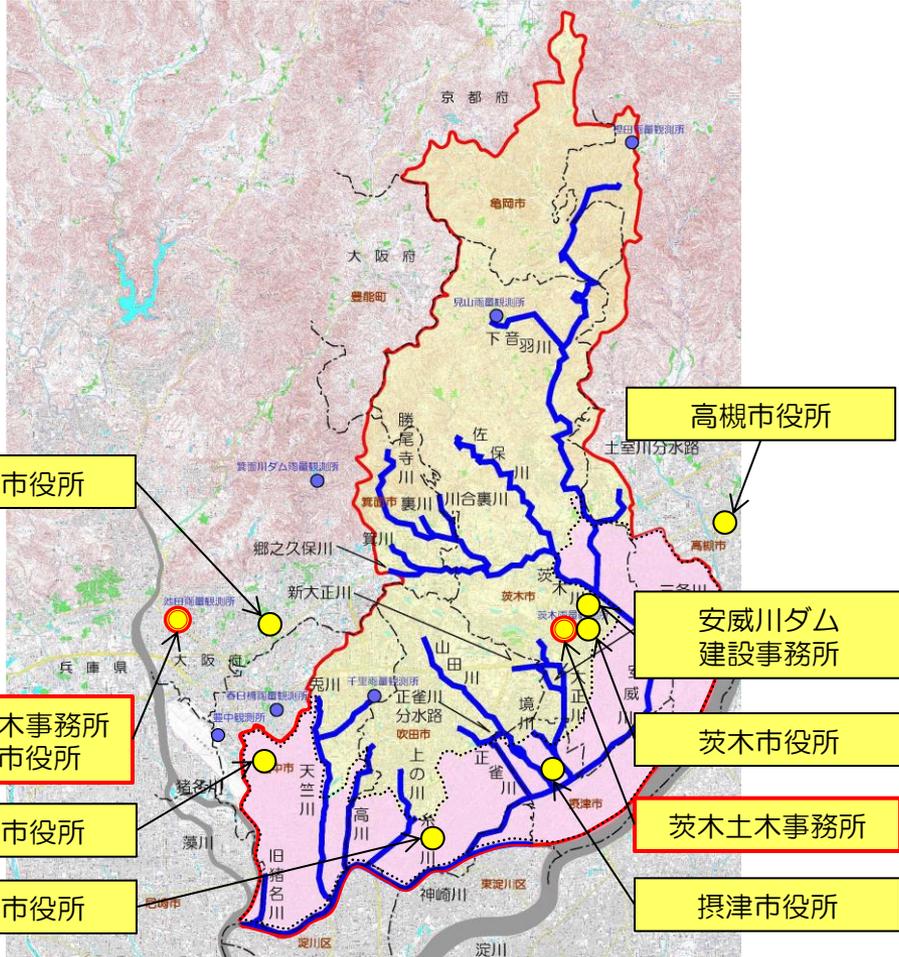
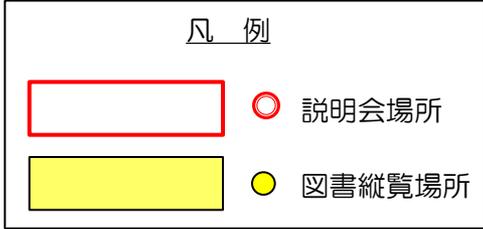
図書の縦覧状況



茨木土木事務所



池田土木事務所



1.住民意見の聴収について

住民説明会

	と き	と こ ろ	参加人数
住民説明会 開催日 時・場所	平成29年3月14日（火） 14：00～	茨木市中穂積1丁目3-43 三島府民センター 4階第1会議室	9名
	平成29年3月15日（水） 19：00～	池田市城南1丁目1-1 池田市役所 5階大会議室	11名

住民意見の概要

項 目	件 数
治水	10件
環境	1件
維持管理	2件
地域連携	件
情報提供	件
その他	10件
合 計	23件

説明会開催状況



会場：三島府民センター 4階第1会議室



会場：池田市役所 5階大会議室

住民意見の聴収方法別件数

聴収方法	件 数
住民説明会	16件
書面	9件
合 計	25件

住民説明会と書面の重複が2件ある

2.河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

大阪府の治水対策は、「今後の治水対策の進め方」(平成22年6月策定)に基づき、人命を守ることを最優先とすることを基本理念に、「防ぐ」・「凌ぐ」・「逃げる」施策による総合的な減災対策に取り組んでいます。

この、「今後の治水対策の進め方」は、様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先するという基本理念に基づき、大阪府が今後20から30年程度で目指す治水対策の進め方について示したものです。

また、「今後の治水対策の進め方」の根幹となる「洪水リスク表示図」は、大阪府管理の全154河川において、様々な降雨を想定し、現状及び治水対策実施後における地先の「危険度(浸水深と氾濫水の流体力で評価)」などを表示しています。

「今後の治水対策の進め方」、「洪水リスク表示図」は、大阪府のホームページ (<http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/index.html>) でご覧いただけます。

なお、これまでの淀川水系神崎川ブロックの河川整備計画(変更原案)の、大阪府河川整備審議会における審議状況は、大阪府河川整備審議会のホームページ (<http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/seibishingikai/index.html>) でご覧いただけます。

凡例

	ご意見を河川整備計画(原案)に反映したもの
	ご意見の内容がもともと河川整備計画(原案)に盛り込まれていたもの

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
1	治水	地震と洪水などの複合災害も想定しておいて下さい。	護岸、ダムなどの河川管理施設については、施設計画上、一定規模の地震動を想定し、施設設計を行っています。想定を超える地震動の発生や、その際に洪水との同時生起など計画を超える外力はいつでも起こりうるため、ワークショップなどを通じて、住民の皆様があらゆる危険性が想像できるよう、リスク周知方法を検討し、流域市と連携した情報提供を通じて、住民の安全な避難行動や地域防災活動を支援します。 また、安威川ダムでは、耐震性能について、将来にわたり通常考えられる最大級の地震動や、それをさらに上回る超巨大地震を想定した地震動に対する動的解析を行い、ダムの堤体崩壊につながるような損傷は発生しないことを確認しています。 なお、本編P49に河川情報の提供に関する事項について記載しています。	書面

2.河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
2	治水	神崎川河床掘削による流下能力の確保については、成案になり次第最優先で実施してほしい。	神崎川の河床掘削については、現在、河口部に近い下流区間より実施しています。下流区間の掘削が完了しましたら、引き続き、猪名川合流点より上流部の河床掘削を進めることとしています。 なお、本編P34に河川整備の実施に関する事項について記載しています。	書面
3	治水	上の川流域は市街化しているが、流出抑制施設整備や雨水経路見直しなどの計画の実現性はあるのか。	現地調査や下水道関係者等との協議を実施しており、実現可能な方法であると考えております。引き続き、詳細検討を実施し、実現に向けて取り組んでいきます。 なお、参考資料P.133に上の川の検討状況について記載しています。	住民説明会
4	治水	鬼怒川、由良川、十津川などの他府県の水害の事例を見ると、上流にダムがあっても水害を抑制する効果はないと思う。計画論の見直しをお願いしたい。	治水手法の検討にあたっては、安全度、コスト、実現性、地域社会への影響、環境への影響などさまざまな評価軸による評価を行い、最も効果的、効率的な手法を選択することとしています。 社会情勢の急激な変化や一定期間経過した場合には、事業の再評価を行うこととしており、事業の妥当性について評価を行うこととしています。 なお、本編P31に河川整備計画の適用について記載しています。	住民説明会
5	治水	ため池を活用するとは具体的にどのように活用するのか。ため池自体が一定の貯水量があると思うが、1時間80ミリの雨ですぐに満水になると思います。川の水を受けると堤体がもたないのではないのか	本整備計画では時間雨量80ミリ程度の降雨に対し、複数のため池を活用し治水目標を達成することとしており、ため池の治水活用にあたっては、余水吐等を改良し、ため池の常時水位を下げることにより、流域に降った雨を一時的に貯留し、河川への流出を抑制していきます。 また、ため池の活用にあたっては、堤体の安全性の点検を行うとともに、堤防補強等が必要な場合は、関係機関と連携の上、必要な対策を実施します。 なお、参考資料P.221にため池の治水活用に関する取組み方針について記載しています。	書面

2.河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
6	治水	池の活用やダム計画になっているが、大きさ以上の水はためられない。放流時には下流で増水していることもあると思う。 また、時間雨量80ミリ程度に対して対策を実施することだが、ゲリラ豪雨に対応できるのか。	計画対象降雨の検討にあたっては、当該地域における近年の降雨も踏まえ、対象とする降雨量を設定しています。 また、ため池の活用やダム計画に限らず、計画規模以上の外力は起こり得るため、計画規模以上の外力に対する洪水リスク表示図を公表しており、流域市と連携した情報提供を通じて、住民の安全な避難行動や地域防災活動の支援に努めます。 なお、本編P.49に河川情報の提供に関する事項について記載しています。	住民説明会
7	治水	最近、ゲリラ豪雨が増加しているといわれているが、流域では上流も開発されている。計画は上流で降った雨も反映しているのか。	河川整備計画の検討にあたっては、流域内全域で降った雨を想定して立案しています。また、大阪府では、1ha以上の開発に対しては、調整池の設置を指導しており、開発に伴う流出抑制に取り組んでいます。 なお、本編P48に地域や関係機関との連携に関する事項について記載しています。	住民説明会
8	治水	洪水対策でため池の整備を市町村まかせにすると財政的にもいっこうに進まない気がします。	ため池の治水活用にあっては、余水吐きの改良や貯水量確保に伴う堤防の補強などについては、市町村まかせにするのではなく、ため池管理者、地元市と協議を行い、進めていくこととしております。なお、費用については、必要に応じて大阪府で負担することも検討します。 なお、参考資料P.221にため池の治水活用に関する課題に対する取り組み方針について記載しています。	書面
9	環境	吹田市内の河道は、コンクリート3面貼り多自然型川づくりの発想がなく、河川から地下水への浸透はほとんどない。	今回の変更(原案)では、吹田市内の河道を改修する予定はありませんが、河川管理施設の大規模な補修時などに、河川や流域の生態系の特性等も踏まえ、自然に配慮した工法とするなど、生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創造に努めます。 なお、本編P46に河川管理施設の維持管理について記載しています。	書面 住民説明会
10	維持管理	堆積土砂の管理、除去についても、大雨の後など平常時と河床の高さが変われば均すのが普通ではないか。	堆積土砂については、5年に一度調査を行い、土砂の堆積状況に加え川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響などを考慮し、優先順位をつけて除去を実施しています。実施にあたっては、河床変動や湾曲部などの河川特性を踏まえ堆積土砂の除去等を行っていますが、大規模な出水により、土砂の著しい堆積やみお筋が乱され、河川構造物に悪影響を与えるなど、緊急を要する箇所が確認された場合にも対応を行います。 なお、本編P46に河川管理施設の維持管理について記載しています。	住民説明会

2.河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
11	維持管理	<p>河川の側面及び川底の雑草種の刈取りについて、天竺川の八坂橋から上流、熊野泉丘橋の間は毎年整備されていますが、熊野泉丘橋の上流はされていないのはどうか？何か意味合いがあるのか。</p>	<p>河川内の樹木については、大阪府が行う定期的なパトロールで確認を行うことにより、河川内の生態系へも配慮しつつ、治水上の機能を著しく局所的に阻害する恐れがあるものについては撤去を行います。天竺川の八坂橋から上流においては、現状を確認し把握しており、治水上支障となる恐れがあるものから優先順位をつけて、伐採しています。なお、河川内の草については、草そのものによる洪水等の流水阻害が生じにくいと考えおり、草刈を行っていませんが、河川の堤防付近の草については人家が隣接しているかなどを踏まえ、年に1度草刈を実施しています。</p> <p>なお、本編P46に河川管理施設の維持管理について記載しています。</p>	書面
12	その他	<p>吹田市は全て市街化されているため、猪名川のように開発地域に調整池を作らせるなど、総合計画をつくって流出抑制を図ってはどうか。公共下水道や道路も含めて雨水を浸透させる工夫をすれば良いと思う。</p>	<p>大阪府では、1ha以上の開発に対しては、調整池の設置を指導しており、開発に伴う流出抑制に取り組むこととしています。</p> <p>また、吹田市でも、流出抑制を促進するために、雨水貯留タンク設置助成事業などの事業に取り組んでいます。</p> <p>今後、引き続き、流域市などの関係機関と連携し、流出抑制に取り組めます。</p> <p>なお、本編P48にその他河川整備を総合的に行うために必要な事項について記載しています。</p>	住民説明会
13	その他	<p>期間はどのくらいかかるのか。20～30年もかかるのか。</p>	<p>本計画の対象期間は、計画策定から概ね30年としており、「防ぐ施策」としての河川整備は計画的に進めていきますが、整備途上であっても人命を守ることを最優先に「逃げる施策」などと組み合わせ、総合的、効果的に被害を減らすことに努めます。</p> <p>河川整備の実施については、今後、地先の危険度や土地利用状況、家屋浸水被害実績などから府内河川の優先性を検討し、取り組めます。</p> <p>なお、本編P31に河川整備計画の計画対象期間、本編P49に河川情報の提供に関する事項について記載しています。</p>	書面 住民説明会

2.河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	質問・意見の概要	聴取方法
13、 14	その他	<p>鬼怒川、由良川、十津川などの他府県の水害の事例を見ると、上流にダムがあっても水害を抑制する効果はないと思う。計画論の見直しをお願いしたい。</p> <p>安威川ダム建設中止を提案します。 (理由1) 現在、意見の言えない未来の人たちの負の遺産となるからです。将来、このダムが存在する限り、大雨のたびに、増水中の安威川に、ダムの水が放水される、下流域に住まいの人、ライフラインすべてが危険にさらされるからです。洪水が起きれば、一昨年の、鬼怒川や十津川で起きた災害ではすまない、安威川流域は、市街地です、被害がどれほど大きくなるか想像もつきません。これらの人命、財産を、どなたが保障されるのでしょうか(ダム建設で利益を得た方々でしょうか)、(ダム建設推進委員会の方々でしょうか)、(ダム建設にGOサインを出された橋下、元知事でしょうか)</p> <p>(理由2) ダムが壊れた時、老朽化して廃棄する時、現在(淀川水系木津川付近に、ダムサイトに亀裂が見つかったダムがあると言う、ウワサを耳にしたことがあります)又、アメリカでも崩壊寸前のダムが有り、何100世帯かに、避難命令が出されていると、テレビニュースで流されています。</p> <p>(理由3) 一つの器には、それがどれほど大きくても、一杯以上の水は収まらない。安威川ダムは、100年に1度(1時間に80mm)の雨量でも大丈夫とされていますが、現在の爆弾低気圧、ゲリラ豪雨、(時間150mm~180mm8時間連続降雨)は想定していないようですね。例えば、満水状態でどれ位の時間、放水しないで耐えられますか(48時間以上)でなければ建設価値が無いと思いますが?</p> <p>(理由4) ダム下流域の環境整備が、成されていない事です、川床の上昇、河川敷の堆積土砂、昨年来、河川内の堆積土砂撤去するのかと見ていたが一向に進まず今では平常時の流水域の70パーセントも堆積土砂が整地という言葉で積み置かれています、河川敷の高さとほぼ同じです。安威川新橋下流では樹齢60年にもなりそうな樹木が何本も茂っています、昨年他府県で起きた、水害はこのような河川環境に状態がよく似ています。</p> <p>水防堤は、老朽化していて各所に亀裂が見られ右岸側は、山科橋、育英橋間ブロックが20枚分ほど横に亀裂があり、ブロックと目地が膨れ上がっている所、そして橋の付け根の下部分、育英橋下流の階段付近、玉島橋下は、縦にブロック最上段には、左右から力が加わったのか亀裂部分が弾けたように剥がれています。あけぼの橋下河川敷の路肩に当たる部分に幅の広い部分では10センチ位か長さはブロックの数にして170枚程度の亀裂があります。後は、大正川まで点々と短い亀裂ブロックの膨れたところがあります。左岸側は、善願寺下流~大正川合流まで至る所(横に高さは水位標識約3.5mの位置)亀裂が有り特に玉島橋下流は、長さにして1キロ近く有るのではと言う現状です。もちろんブロックと目地が膨れ上がっている所も随所に見られます。宮島橋下流では上記の状態に加えて、河川敷(10年前位に1度整備された記憶がありますが)現在はまだ山か、林の様な状態に戻っています。</p> <p>以上の理由によりダムの建設を中止を求めます。</p> <p style="text-align: center;">回 答(対応方針)</p> <p>安威川ダム建設事業については、ダム検証の検討として、平成21年11月11日から平成23年9月13日にかけて大阪府河川整備委員会でご審議いただきました。</p> <p>審議では、治水目標や代替案を含む治水手法の比較検討、ダム計画規模など様々な観点から評価をいただき、現計画は妥当との結論を得ました。これを受け、ダム検証の検討結果として国土交通省に報告し、平成24年4月に開催された国の有識者会議で、安威川ダムは現計画で継続する方針が決定されました。</p> <p>その後、平成24年11月26日の大阪府河川整備審議会で、神崎川ブロック河川整備計画の一部変更に関し答申をいただき、安威川ダム計画を反映した河川整備計画を策定し、事業を実施しています。(次ページに続きます。)</p>	書面

2.河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	回答(対応方針)	聴取方法
14	その他	<p>今後、社会情勢の急激な変化や一定期間経過した場合には、事業の妥当性について再評価を行うこととしています。 なお、お示しいただいた建設中止の理由に対する大阪府の考え方は以下のとおりです。</p> <p>■理由1について 安威川ダムは、洪水調節を目的とした治水ダムです。ダムによる洪水調節は、雨により発生する洪水時に川からあふれる量の水をダムによって貯め、下流の河川で安全に流せる量の水をダムから放流します。安威川ダムでは、100年に1度程度発生する恐れのある降雨による洪水がダム地点で毎秒850m³のところ、洪水調節により最大毎秒250m³まで低減し、安威川流域にお住いの方やライフラインをはじめとした都市施設の浸水被害の軽減を図ります。</p> <p>■理由2について ダムの損傷リスクについては、計画規模を超える洪水、地震、貯水池内で発生する地すべりによる影響が考えられますが、安威川ダムでは、次のとおり、対策、確認を行っています。</p> <p>1) 計画規模を超える洪水の影響 ダムでは、水が堤体の天端を越流することによる堤体への影響が考えられます。このため、ダムの設計にあたっては、洪水によりダムの水位が上昇しても堤体を越流することが無いよう、計画規模を超えるような洪水が発生した場合には非常用洪水吐きから放流することとしています。</p> <p>2) 地震による影響 ダムは、設計基準等に基づき、地震時にも必要な安全性が確保されるよう設計を行います。また、安威川ダムでは、耐震性能について、将来にわたり通常考えられる最大級の地震動や、それをさらに上回る超巨大地震を想定した地震動に対する動的解析を行い、ダムの堤体崩壊につながるような損傷は発生しないことを確認しています。</p> <p>3) 貯水池内で発生する地すべりによる影響 貯水池の斜面で地すべりが発生して、貯水池内で津波が起これ、堤体の天端を越流することによる堤体への影響が考えられますが、貯水池周辺の地すべり調査により、地すべり地形が分布していないことを確認しており、その懸念はないことを確認しています。 また、老朽化に対するご懸念に対しては、安威川ダムでは維持管理を適切に実施することにより、ダムとしての機能を相当な期間にわたり維持してまいります。</p> <p>■理由3について 安威川ダムの計画対象降雨は、100年に1度程度発生する恐れのある降雨(日雨量247ミリ、1時間最大雨量84mm)としています。計画対象降雨の検討にあたっては、明治34年以降の雨量データに基づき対象とする降雨量を設定しています。 なお、計画規模を超える降雨はいつでも起こり得るため、その場合に想定される浸水状況を示す洪水リスク表示図や、住民が適切に避難行動をおこすために役立つ防災情報に関する周知にも取り組んでまいります。</p> <p>■理由4について 河川の維持管理については、以下のとおり、取り組んでいます。堆積土砂については、5年に一度調査を行い、土砂の堆積状況に加え川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響などを考慮し、優先順位をつけて除去を実施しています。実施にあたっては、瀬や淵を形成するなど環境面に配慮するとともに、河床変動や湾曲部などの河川特性を踏まえ堆積土砂の除去等を行っています。河川内の樹木については、大阪府が行う定期的なパトロールで確認を行うことにより、河川内の生態系へも配慮しつつ、治水上の機能を著しく局所的に阻害する恐れがあるものについては除去を行います。堤防の老朽化については、施設の定期的な点検等を実施し、構造物の損傷、劣化状況の把握に努め、優先順位を定めて、危険度の高い箇所から計画的に補修を行うこととしています。 ご指摘いただいた、安威川の堆積土砂の状況、護岸の老朽化、樹木の繁茂については、現地の状況を把握しており、適切な維持管理を行っていきます。 なお、本編P46に河川管理施設の維持管理について記載しています。</p>	書面

当日配布した資料から審議会での指摘を踏まえて、回答文を一部修正しております。
修正した箇所は下記のとおりです。

該当番号	修正前	修正後
1	<p>護岸、堤防河川管理施設については、施設設計上、一定規模の地震動を想定し、施設設計を行っています。想定を超える地震動の発生や、その際に洪水との同時生起など計画を超える外力はいつでも起こりうるため、ワークショップなどを通じて、住民の皆様があらゆる危険性が想像できるよう、リスク周知方法を検討し、流域市と連携した情報提供を通じて、住民の安全な避難行動や地域防災活動を支援します。</p> <p>なお、本編P49に河川情報の提供に関する事項について記載しています。</p>	<p>護岸、ダムなどの河川管理施設については、施設設計上、一定規模の地震動を想定し、施設設計を行っています。想定を超える地震動の発生や、その際に洪水との同時生起など計画を超える外力はいつでも起こりうるため、ワークショップなどを通じて、住民の皆様があらゆる危険性が想像できるよう、リスク周知方法を検討し、流域市と連携した情報提供を通じて、住民の安全な避難行動や地域防災活動を支援します。</p> <p>また、安威川ダムでは、耐震性能について、将来にわたり通常考えられる最大級の地震動や、それをさらに上回る超巨大地震を想定した地震動に対する動的解析を行い、ダムの堤体崩壊につながるような損傷は発生しないことを確認しています。</p> <p>なお、本編P49に河川情報の提供に関する事項について記載しています。</p>
8	<p>河川管理施設の大規模な補修時などには、河川や流域の生態系の特性等も踏まえ、自然に配慮した工法とするなど、生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創造に努めます。</p> <p>なお、本編P46に河川管理施設の維持管理について記載しています。</p>	<p>今回の変更(原案)では、吹田市内の河道を改修する予定はありませんが、河川管理施設の大規模な補修時などに、河川や流域の生態系の特性等も踏まえ、自然に配慮した工法とするなど、生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創造に努めます。</p> <p>なお、本編P46に河川管理施設の維持管理について記載しています。</p>
13、14	<p>安威川ダム建設事業については、ダム検証の検討として、平成21年11月11日から平成23年9月13日にかけて大阪府河川整備委員会でご審議いただきました。</p> <p>審議では、治水目標や代替案を含む治水手法の比較検討、ダム計画規模など様々な観点から評価をいただき、現計画は妥当との結論を得ました。</p> <p>これを受け、ダム検証の検討結果として国土交通省に報告し、平成24年4月に開催された国の有識者会議で、安威川ダムは現計画で継続する方針が決定されました。</p> <p>その後、平成24年11月26日の大阪府河川整備審議会で、神崎川ブロック河川整備計画の一部変更に関し答申をいただき、安威川ダム計画を反映した河川整備計画を策定し、事業を実施しています。</p>	<p>安威川ダム建設事業については、ダム検証の検討として、平成21年11月11日から平成23年9月13日にかけて大阪府河川整備委員会でご審議いただきました。</p> <p>審議では、治水目標や代替案を含む治水手法の比較検討、ダム計画規模など様々な観点から評価をいただき、現計画は妥当との結論を得ました。これを受け、ダム検証の検討結果として国土交通省に報告し、平成24年4月に開催された国の有識者会議で、安威川ダムは現計画で継続する方針が決定されました。</p> <p>その後、平成24年11月26日の大阪府河川整備審議会で、神崎川ブロック河川整備計画の一部変更に関し答申をいただき、安威川ダム計画を反映した河川整備計画を策定し、事業を実施しています。(次ページに続きます。)</p>

なお、今後、社会情勢の急激な変化や一定期間経過した場合には、事業の妥当性について再評価を行うこととしています。

また、河川の維持管理については、以下のとおり、取り組んでいます。

堆積土砂については、5年に一度調査を行い、土砂の堆積状況に加え川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響などを考慮し、優先順位をつけて除去を実施しています。実施にあたっては、河床変動や湾曲部などの河川特性を踏まえ堆積土砂の除去等を行っています。

河川内の樹木については、大阪府が行う定期的なパトロールで確認を行うことにより、河川内の生態系へも配慮しつつ、治水上の機能を著しく局所的に阻害する恐れがあるものについては撤去を行います。

堤防の老朽化については、施設の定期的な点検等を実施し、構造物の損傷、劣化状況の把握に努め、優先順位を定めて、危険度の高い箇所から計画的に補修を行うこととしています。

なお、本編P46に河川管理施設の維持管理について記載しています。

今後、社会情勢の急激な変化や一定期間経過した場合には、事業の妥当性について再評価を行うこととしています。

なお、お示しいただいた建設中止の理由に対する大阪府の考え方は以下のとおりです。

■理由1について

安威川ダムは、洪水調節を目的とした治水ダムです。ダムによる洪水調節は、雨により発生する洪水時に川からあふれる量の水をダムによって貯め、下流の河川で安全に流せる量の水をダムから放流します。安威川ダムでは、100年に1度程度発生する恐れのある降雨による洪水がダム地点で毎秒850m³のところ、洪水調節により最大毎秒250m³まで低減し、安威川流域にお住まいの方やライフラインをはじめとした都市施設の浸水被害の軽減を図ります。

■理由2について

ダムの損傷リスクについては、計画規模を超える洪水、地震、貯水池内で発生する地すべりによる影響が考えられますが、安威川ダムでは、次のとおり、対策、確認を行っています。

1) 計画規模を超える洪水の影響

ダムでは、水が堤体の天端を越流することによる堤体への影響が考えられます。このため、ダムの設計にあたっては、洪水によりダムの水位が上昇しても堤体を越流することが無いよう、計画規模を超えるような洪水が発生した場合には非常用洪水吐きから放流することにしていきます。

2) 地震による影響

ダムは、設計基準等に基づき、地震時にも必要な安全性が確保されるよう設計を行います。また、安威川ダムでは、耐震性能について、将来にわたり通常考えられる最大級の地震動や、それをさらに上回る超巨大地震を想定した地震動に対する動的解析を行い、ダムの堤体崩壊につながるような損傷は発生しないことを確認しています。

3) 貯水池内で発生する地すべりによる影響

貯水池の斜面で地すべりが発生して、貯水池内で津波が起これば、堤体の天端を越流することによる堤体への影響が考えられますが、貯水池周辺の地すべり調査により、地すべり地形が分布していないことを確認しており、その懸念はないことを確認しています。

また、老朽化に対するご懸念に対しては、安威川ダムでは維持管理を適切に実施することにより、ダムとしての機能を相当な期間にわたり維持してまいります。

該当
番号

修正前

修正後

■理由3について

安威川ダムの計画対象降雨は、100年に1度程度発生する恐れのある降雨(日雨量247ミリ、1時間最大雨量84mm)としています。計画対象降雨の検討にあたっては、明治34年以降の雨量データに基づき対象とする降雨量を設定しています。

なお、計画規模を超える降雨はいつでも起こり得るため、その場合に想定される浸水状況を示す洪水リスク表示図や、住民が適切に避難行動をおこなうために役立つ防災情報に関する周知にも取り組んでまいります。

■理由4について

河川の維持管理については、以下のとおり、取り組んでいます。堆積土砂については、5年に一度調査を行い、土砂の堆積状況に加え川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響などを考慮し、優先順位をつけて除去を実施しています。実施にあたっては、瀬や淵を形成するなど環境面に配慮するとともに、河床変動や湾曲部などの河川特性を踏まえ堆積土砂の除去等を行っています。河川内の樹木については、大阪府が行う定期的なパトロールで確認を行うことにより、河川内の生態系へも配慮しつつ、治水上の機能を著しく局所的に阻害する恐れがあるものについては撤去を行います。堤防の老朽化については、施設の定期的な点検等を実施し、構造物の損傷、劣化状況の把握に努め、優先順位を定めて、危険度の高い箇所から計画的に補修を行うこととしています。

ご指摘いただいた、安威川の堆積土砂の状況、護岸の老朽化、樹木の繁茂については、現地の状況を把握しており、適切な維持管理を行っていきます。

なお、本編P46に河川管理施設の維持管理について記載しています。